

## 新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言発令に伴う健康保険の対応について

令和3年1月12日  
オムロン健康保険組合  
谷口 敏文

新型コロナウイルス感染症の再拡大に伴う緊急事態宣言が1都3県に対して発令されました。一方、厚生労働省は国民の医療機関への適時・適切な受診機会確保、労務不能時の所得補償は極めて重要として、健康保険組合に対し、健康保険証発行などの業務を継続するよう求めています。そこで、1月8日の新型コロナウイルス感染症グループ対策本部の方針を受け、当健保組合は職員の感染による業務停止を防ぎ、被保険者・事業主等の在宅勤務体制等の対策に対応する為に、当面の間、昨年4月からの緊急事態宣言時と同様の運営体制とします。

保険証や各種証明証、限度額認定証の発行をはじめ、給付業務、お問い合わせに対する回答などが通常より遅れる可能性があります。ご不便・ご負担をお掛けしますがご理解・ご協力をお願いします。

### 1. 電話でのお問い合わせについて

11時～15時（継続）

注：原則、ホームページにてお問合せをお願いします。

URL: <https://www.omron-kenpo.org/inquiry/>

### 2. 申請書類の提出について

社内便・郵便などをお願いします。

各手続きを順次行いますが、通常以上の時間が掛かることをご承知おきください。

手続き	対象者	対応	対象	主届出名
保険証の発行	扶養家族となる人	扶養申請される家族の加入には審査が必要です。 <b>1) 仮申請書による申請受付(郵送等)を可能とします。</b> ①事業所(会社)から提出の申請書に、社員、会社の押印省略、添付書類 PDF(注1)でも受付ます。右上に赤字で「仮」と記載ください。 (社員は、会社の指示に従った提出をお願いします) ②健保から保険証を送付するので、社員への配布をしてください。 2) 緊急事態宣言の収束後、速やかに、正式申請(注2)をしてください。	一般	異動届

	任意継続・特例退職の被保険者を希望する社員	<p>任継・特退の加入には審査が必要です。</p> <p><b>1) 事業所(会社)経由(不可なら直接)当健保へ郵送してください。</b></p> <p>当健保から保険証を郵送します。</p> <p>(直送時は、事業所が退職日・標準報酬月額を健保へ連絡)</p>	任継 特退	取得届
	当健保の被保険者になる社員	<p>1) 事業所(会社)が通常通りに申請してください。</p> <p><b>2) 必要に応じて、事業所が資格証明書を発行ください。</b></p>	一般	取得届
<b>限度額適用認定証</b>	被保険者、被扶養者	<p><b>窓口負担額が支払える方は、申請を控えるようお願いします。</b></p> <p>1) 医療機関でのお支払い額について、後日、高額療養費・付加給付を給付します。</p> <p>(最終的な自己負担額は変わりません。また、皆様の手続きは不要です。)</p> <p>2) もしくは、窓口での支払いが多額になるなど収束まで、待てない方は、当健保へ届出を直送ください、限度額認定証を郵送します。</p>	一般 任継 特退	限度額適用認定証届
その他	被保険者、被扶養者	<p>1) <b>保険証再交付</b>は、社員の押印を省略した様式に変更済です。</p> <p>2) <b>インフルエンザ補助申請</b>は、Web 申請に変更済です。(任継・特退は郵送してください)</p>	一般 任継 特退	

注1：添付の証拠書類を写真等で添付する場合は、必要事項がハッキリ読み取れることが必須です。

注2：正式申請は、仮申請で省略した押印、添付証拠書類の原本の一式を提出してください。

(一部の差替えは認めません)

### 3. 各保健事業（人間ドック、健康ポイント等）について

一部業務停止、受付時間短縮など、影響がでています。状況については、各事業ホームページ上のお知らせやお問い合わせ先で最新情報のご確認をお願いします。

### 4. 問い合わせ先

オムロン健康保険組合

- ・ ホームページから <https://www.omron-kenpo.org/inquir>
- ・ メール [healthy-kenpo@omron.com](mailto:healthy-kenpo@omron.com)
- ・ 電話 075-344-7190

加入者の皆様にはご不便をおかけいたしますが、ご理解いただきたく何卒よろしくお願い申し上げます。

以上